

8 敷地内の通路

項 目	整備基準(太字:ゴシック) ハートビル法誘導基準(●)	備 考
表面の仕上 段 経路の構造 (幅員) (傾斜路・昇降機) (排水溝) 通路 (誘導用床材) (注意喚起用床材) 傾斜路・踊場	<p>利用者の用に供する敷地内の通路は、次に定める構造であること。</p> <p>(一) 表面は、滑りにくい仕上げであること。</p> <p>(二) 段を設ける場合にあつては、4の項(一)から(五)までに定める階段の構造に準じたものであること。</p> <p>(三) 1の項に定める構造の直接地上に通じる各出入口から建築物の敷地に接する道または前項(二)に定める基準に適合する車いす使用者用駐車区画に至る敷地内の通路(地形の特殊性により当該構造とすることが著しく困難であり、かつ、1の項に定める構造の直接地上に通じる出入口から道に至る車路を設ける場合における当該出入口から道に至るものを除く。)のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 幅員は、120cm以上であること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>● 段がある部分および傾斜路を除き、180cm以上とすること。</p> </div> <p>(2) 高低差がある場合にあつては、(五)に定める構造の傾斜路または車いす使用者用特殊構造昇降機が設けられていること。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>● 段を設ける場合には、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機を設ける。</p> </div> <p>(3) 敷地内の通路を横断する排水溝を設ける場合にあつては、つえ、車いすの車輪等が落ち込まない構造のふたが設けられていること。</p> <p>(四) 直接地上に通じる各出入口から道に至る敷地内の通路(駐車施設に係るものを除く。)のうちそれぞれ1以上は、次に定める構造であること。</p> <p>(1) 誘導用床材が敷設され、または音声により視覚障がい者を誘導する装置その他これに代わる装置が設けられていること。</p> <p>(2) 車路に接する部分および車路を横断する部分ならびに(五)に定める構造の傾斜路の傾斜している部分および段の部分の上端付近には、注意喚起用床材が敷設されていること。</p> <p>(五) 敷地内の通路に設けられる傾斜路は、3の項(四)の(1)から(4)までに定める構造とし、傾斜している部分は、色等により傾斜していることが識別しやすいものであること。</p>	<p>・22ページ参照</p> <p>・120cmは人(横向き)と車いすとがすれ違いができ、松葉つえ利用者が円滑に通過できる寸法</p> <p>・14ページおよび16ページ参照</p>

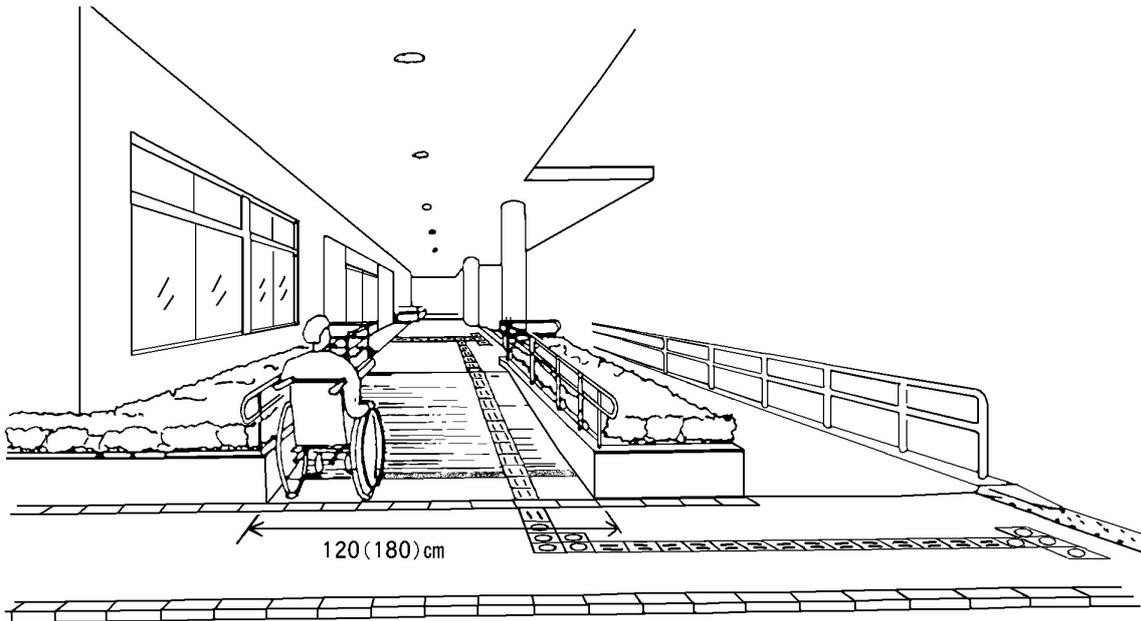
● 高さが16cmを越え、かつ勾配が20分の1を超える部分には、両側に手すりを設けること。

● 勾配は15分の1を超えないこと。

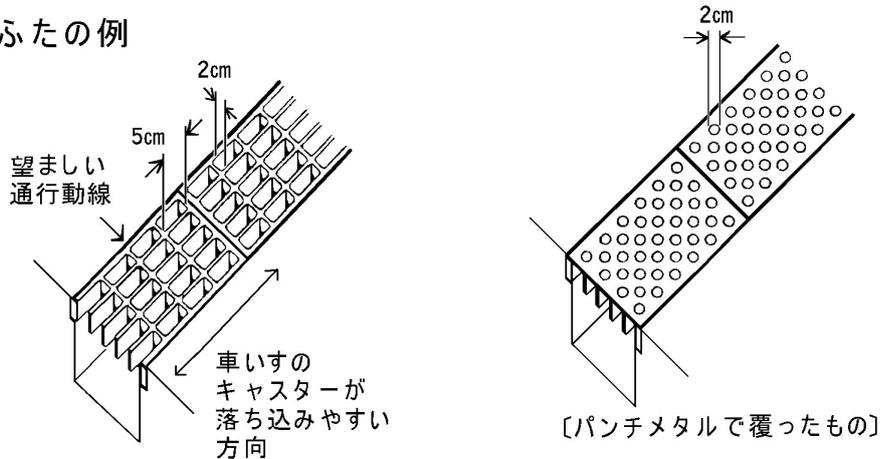
(設計上の参考)

- ・ 歩行者用通路と車路を分離する。
- ・ 通路の両側に手すりを設置する。
- ・ 凍結防止や積雪に配慮をする。
- ・ 排水溝には、滑りにくい材質のふたまたはグレーチングを設置する。ふたの穴は、つえや車いすのキャスターが落ち込まないように2cm以下を標準とするが、なるべく1cm以下とする。
- ・ 高低差が、2cm以下の場合、上端に丸みをつける。

敷地内通路の例



排水溝のふたの例



段差の形状の例

